

【再公募】

「I 海外留学・研修支援事業」を再公募します。

申請書類提出期限:令和6年1月31日(水)

徳島大学医学部濱本医学国際交流基金 2024(令和6)年度公募要項

【基金の目的】

濱本医学国際交流基金は、濱本恒男先生(徳島大学医学部第23期生)のご寄附により創設されたもので、医学を修養する学生及び若手研究者の国際交流を支援することにより、医学分野でグローバルに活躍する人材の育成に資することを目的としています。

I 海外留学・研修支援事業【再公募】

(1) 応募資格

本学の学生又は教職員のうち次のいずれかに該当する者で、1年以上、海外の大学その他の研究機関で医学研究に従事することを計画しており、原則として2024(令和6)年4月以降に留学するもの。ただし、出発時に満39歳以下であること。

- ① 医学部医学科学生
- ② 大学院医学研究科学生
- ③ 医学系※に所属する教員
- ④ 医員又は臨床系分野に所属する研究者

※「医学系」とは、大学院医歯薬学研究部医学域医科学部門及び病院医科診療部門(関連する中央診療施設等を含み、寄附研究部門及び共同研究部門を除く。)をいう。

- (注) 1. 他の大型奨学金や助成金及び留学等先からの給与(年300万円以上)を受領できる場合は、対象外とします。
2. ③のうち特定の業務に従事するために雇用されている特任教員、及び④に該当する者が採択された場合には、海外研修期間中は特任助教として雇用し、助成金はその人件費に充てることとします。詳細は下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。
 3. 留学等する大学等研究機関からの受入を承諾する文書(Invitation letter)があり、大学等所在国への留学等に必要な査証(ビザ)を確実に取得できること。
 4. 海外旅行保険に加入すること。本学学生の場合は「学研災付帯海外留学保険」に加入すること。

(2) 支援内容

助成金 年間300万円(2年まで)

(3) 採択予定数

1件

(4) 受給者の義務

- ① 受入機関の研究指導者の下で研究に専念すること。

- ② 海外留学・海外研修終了後1ヶ月以内に、研究成果報告書を提出すること。留学等の期間が1年を超えると、1年間の研究成果報告書と次年度の研究計画について、2月28日までに提出すること。併せて、留学等先からの次年度の給与支給の有無を報告すること。
- ③ 申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに濱本医学国際交流基金運営委員会(以下「委員会」)に報告すること。

II 大学院医学研究科留学生受入事業【2024(令和6)年度の募集は終了しました】

(1) 応募資格

2024(令和6)年4月の徳島大学大学院医学研究科への入学予定者を優先するが、定員の充足状況により、同研究科1年目在学中の外国人留学生も考慮する。

(注) 次に該当する者は、対象外とします。

1. 本学又は他の団体から月額48,000円以上の他の奨学金を受けている者
2. 夫婦の一方が月額96,000円以上の奨学金等を受けている者

(2) 支援内容

奨学金 年間150万円 支給期間 4年間(在学期間)
渡航費(往復)

(3) 採択予定数

2名

III 共通事項

(1) 申請方法

別紙様式を、電子データにより申請してください。

※ Iの海外留学等にあつては、留学等先からの受入を承諾する文書(Invitation letter)、並びに給与支給の有無及び支給額を記載した文書を添付してください。

※ 本学学生がIにより海外留学支援に申請する場合は、語学能力証明書を添付してください。(TOEIC500点以上。英語以外の言語については、留学先大学での学習に必要なスコアの写し)

提出先:医学部総務課総務係

isysoumu1k@tokushima-u.ac.jp

※ メールのは名は、**【申請】濱本医学国際交流基金**としてください。

提出期限:令和6年1月31日(水)

(2) 選考方法

委員会において、申請書類により審査します。

海外留学・海外研修支援事業においては、面接を実施することがあります。

(3) 結果通知 令和6年2月～3月頃を予定しています。

(4) 助成金及び奨学金(以下「助成金等」という。)の返還について

受給者が以下に該当した場合は、原則、助成金等の支給決定の取り消し又は返還を求めます。

- ① 本助成金等支給対象である海外留学・研修又は本学への留学を中止(長期中断を含む。)する場合
- ② 受給者の研究不正が認められた場合
- ③ Iの事業により海外留学等をした者で、期限までに研究報告書等の提出がない場合
- ④ IIの事業により受け入れた留学生が、勉学状況等により奨学金を給付するのにふさわしくないと判断された場合や、申請書類に虚偽の記載が認められた場合
- ⑤ 受給者に本学の社会的信用を失墜させる行為があり、委員会が受給者としてふさわしくないと判断した場合

(5) 留意事項

- ① 本事業の採択に関しては、ホームページその他の本学の広報媒体で公表します。
- ② 申請内容は本事業の選考及び採否に関する業務以外には利用しません。
- ③ 申請書は採否にかかわらず一切返却しません。

(6) 問合せ先

濱本医学国際交流基金運営委員会

事務担当:医学部総務課総務係(津川、山本)

電話: 088-633-9117(内線9117、9115)

E-mail: isomka@tokushima-u.ac.jp